IFRSニュースフラッシュ

IASB、「『重要性がある』の定義 (IAS第1号及びIAS第8号の改訂)」を公表

国際会計基準審議会(IASB)は、2018年10月31日、「『重要性がある』の定義(IAS第1号及びIAS第8号の改訂)」(以下「本改訂」という)を公表した。

本改訂は、IASBが2017年9月に公表した公開草案(ED/2017/6)「『重要性がある』の定義(IAS第1号及びIAS第8号の改訂案)」について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂を公表したものである。



本改訂は2020年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。また、早期適用は認められる。企業が本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

【要約】

本改訂は、「重要性がある」の定義を以下の通りとしている。

■ 「情報は、その脱漏、誤表示または覆い隠すことにより、特定の報告企業 に関する財務情報を提供する一般目的財務諸表に基づいて主要な利用者 が行う意思決定に影響を与えると合理的に想定される場合には、重要性 がある。」

主な変更ポイントは以下の通りである。

- 重要な情報を「覆い隠すこと(obscuring)」は、重要な情報を脱漏や誤表示 することと同様の影響があるものとし、「覆い隠すこと (obscuring)」を 定義に追加
- 既存の「利用者」という文言を「主要な利用者」に変更し、重要性の判断 にあたり考慮すべき財務諸表利用者の範囲を明確化
- 既存の「意思決定に影響を与える場合」という文言を「意思決定に影響を与えると合理的に想定される場合」に変更し、重要性の判断にあたり考慮すべき影響の範囲を明確化

本改訂は、既存のガイダンスに基づくものであり、重要性の判断の方法や企業の財務報告に重要な影響を与えることを意図していない。

【改訂の背景】

IASBは、開示に関するディスカッション・フォーラム(2013年)、IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂に関する公開草案(2014年)に対するフィードバック、その他の関連する調査等を通じて、財務諸表の作成にあたって重要性の概念を適用する際に、実務上、困難が伴うことを認識した。これを受けて、IASBは重要性プロジェクトへの取組みを決定し、アウトリーチ活動を開始した。IASBは、実務上の困難に対処するためには、既存の「重要性がある」の定義を実質的に変更するのではなく、重要性の判断に関するガイダンスを提供することが最も有益であると考え、2017年に財務諸表への重要性の適用に関するガイダンスを公表した。しかしながら、重要性の適用に関するガイダンスの公開草案へのフィードバックの中で、既存の「重要性がある」の定義は、企業が重要ではない情報を財務報告に開示することを助長する可能性があること、また、概念フレームワークにおける定義の文言とIAS第1号及びIAS第8号で使用されている文言が異なっており、複数の定義が存在することは混乱をきたす可能性があるとの問題点を認識した。

そこで、IASBは、概念フレームワークにおける文言との整合性を図ること等を趣旨として、IAS第1号における「重要性がある」の定義の改訂を行うとともに、IAS第8号における「重要性がある」の定義について、各基準で定義が重複して定められることを回避するため、IAS第1号の定義を参照するよう改訂を行った。

なお、当該改訂は、既存の定義に対する理解を向上させるものであり、IFRSの根底にある概念を変更するものではないとしている。

また、概念フレームワーク(2010年及び2018年)における「重要性がある」の定義を本 改訂に合わせて軽微な改訂を行っている。

【改訂の内容】

1.「重要性がある」の定義の改善

既存の定義 (IAS第1号7項)

情報は、その脱漏又は誤表示により、特定の報告企業に関する財務 情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合 には、重要性がある。

利用者が財務諸表を基礎として行う経済的意思決定に、単独でまたは総体として影響を与える場合には重要性がある。

本改訂の定義 (IAS第1号7項)

情報は、その脱漏、誤表示または覆い隠すことにより、特定の報告 企業に関する財務情報を提供する一般目的財務諸表に基づいて主要 な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に想定される場合 には、重要性がある。

主要な変更点は以下の通りである。

■ 情報を「覆い隠すこと (obscuring)」

既存の定義においては、情報の「脱漏」及び「誤表示」にのみ焦点をあてていた。しかしながら、重要な情報を「覆い隠すこと(obscuring)」は、重要な情報を脱漏や誤表示することと同様の影響があることに着目し、本改訂では、「覆い隠すこと(obscuring)」という表現を定義に追加している。なお、当該表現は、現行IAS第1号において用いられているものであり(「企業は、重要性のある情報を重要性のない情報で覆い隠したり(obscuring information)、性質または機能が異なる重要性のある項目を集約したりすることによって財務諸表の理解可能性を低下させてはならない。(IAS第1号30A項)」)、当該変更は、既存の要求事項の表現を定義として組み込んだものである。

■ 「影響を与えることが合理的に想定される (could reasonably be expected to influence)」

既存の定義においては、意思決定に「影響する可能性がある('could influence')」かどうかで重要性を判断するものとしている。しかしながら、当該表現によると、あまりにも多くの情報開示が求められると理解される可能性があるため、本改訂では、当該表現を「影響を与えることが合理的に想定される(could reasonably be expected to influence)」に変更している。

■ 主要な利用者 (primary users)

既存の定義においては、単に「利用者(user)」としているが、当該表現によると、開示すべき情報を決定する際に、財務諸表を利用可能なすべての利用者を考慮する必要があると理解される可能性がある。本改訂では、当該表現を概念フレームワーク(2018)と整合させ、「主要な利用者(primary users)」に変更している。

■ 定義の再構成

既存の定義における後段(「利用者が財務諸表を基礎として行う経済的意思決定に、 単独でまたは総体として影響を与える場合には重要性がある。」)は、定義に対する 説明であることを明確にすることを意図として、定義の中からは除外し、定義 に対する説明の箇所に、一部文言を修正し、記載するように変更している。

また、IAS第8号における「重要性がある」の定義については、定義が各基準間で重複して定められることを回避するために、IAS第1号を参照するように改訂が行われている。

2. 「重要性がある」の定義に付随する説明の明確化

本改訂では、「重要性がある」の定義に付随するIAS第1号第7項の説明を明確化している。これらは、現行の概念フレームワーク(2018)及びIAS第1号におけるガイダンスに基づくものであり、新たなガイダンスを構成するものではない。

明確化した主な点は、以下の通りである。

■ 「主要な利用者」の特性の追加

情報が、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に想定できるかどうかを 評価するに当たっては、「主要な利用者」の特性を考慮する必要があるとしており、 本改訂では、「主要な利用者」の特性に関する説明が追加されている。

- 現在及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報を企業に 直接要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務諸表 に依拠しなければならないことを踏まえ、彼らが一般目的財務諸表の対象と する主要な利用者であると識別している。
- 財務諸表は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に 検討し分析する利用者の為に作成される。時には十分な情報を持った勤勉な利 用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支 援を求める必要のある場合もある。

■ 情報を「覆い隠す(obscuring)」の用語の説明及び例示の追加

情報は、財務諸表の主要な利用者に脱漏又は誤表示と同様の影響を及ぼす方法で伝えられた場合には覆い隠されているとして、重要な情報が覆い隠されている可能性がある例示として以下の5つを提示している。

- 重要な項目、取引等に関連する情報が開示されているものの、用語が不明確または不明瞭。
- 重要な項目、取引等に関連する情報が財務諸表全体に分散している。
- 類似性のない複数の項目、取引等が不適切に集約されている。
- 類似している複数の項目、取引等が不適切に分断されている。
- 主要な利用者がどの情報が重要な情報か判断できないほどに、重要な情報が 重要ではない情報に隠された結果、財務諸表の理解可能性が低下している。

3. 移行措置及び適用日

本改訂は2020年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。また、早期適用は認められる。企業が本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

会計プラクティス部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.